

## 第9章 保健事業実施計画（データヘルス計画）の見直し

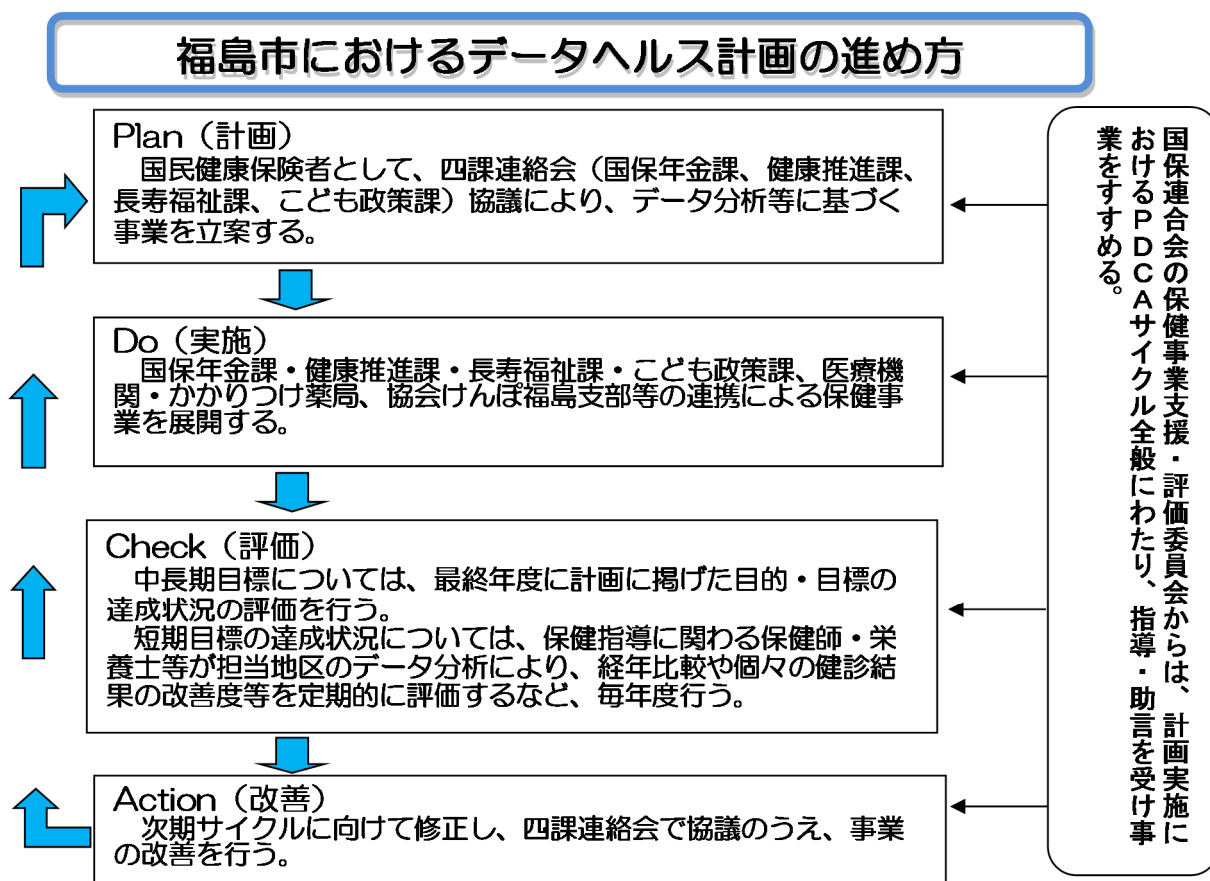
計画は、計画期間の中間年である平成32年度に、進捗確認・中間評価を行う。

また、最終年度である平成35年度においては、次の期の計画の策定を円滑に行うため、上半期に仮評価を行い、計画に掲げた目的・目標の達成状況の評価を行う。

KDB システムに毎月健診・医療・介護のデータが収載されるので、受診率・受療率、医療の動向等は保健指導に関わる保健師・栄養士等が自身の担当地区の被保険者分について定期的に行う。

また、特定健康診査の国への実績報告後のデータを用いて、経年比較を行うとともに、個々の健診結果の改善度を評価する。特に直ちに取り組むべき課題の解決としての重症化予防事業の事業実施状況は、毎年取りまとめ、国保連合会に設置される保健事業支援・評価委員会の指導・助言を受けるものとする。

なお、本計画については見直しを含め、下記フロー図により進めることとする。



## 第10章 計画の公表・周知

策定した計画は、国保だよりや市ホームページに掲載するとともに、福島市医師会を通じ、医療機関等に周知する。

## 第11章 個人情報の保護

福島市における個人情報の取り扱いは、「福島市個人情報保護条例」等による。

## 第12章 その他計画策定に当たっての留意事項

データ分析に基づく保険者の特性を踏まえた計画を策定するため、国保連合会が行うデータヘルスに関する研修に事業運営に関わる担当者（国保年金課、健康推進課、長寿福祉課、こども政策課）が積極的に参加していく。また、福島市の担当者相互に、事業の推進に向けて協議する場を設けるものとする。